# 三川鉱を実地検証

## 果たして何を見たか

### 上村裁判担当の裁判長ら

二日三川鉱の坑底で、上村裁判の実地検証が行われた。裁判担当の高石裁判長に原告と被告双方の弁護団などの裁判関係者が、昭和四十二年九月二十八日、坑内火災が発生したゼロ方材料線坑道付近を検証した。

今度の検証は福岡高裁のこの裁判では二度目で、会社側の申請にもとずいて行われたもの。会社側によれば、前任裁判長にかわってこの裁判を担当することになった高石裁判長として、密閉箇所や捲き方などについての一般的な知識をもってもらいたい、というのであったが、裁判官の目に坑内火災を発生させた坑内の環境が果たしてどのように映ったことだろうか。

なお次回公判は、十一月十一日午後二時から。

## 九・二八裁判七日に開廷

七日福岡地裁で、九・二八坑内火災裁判第二十三回公判が開かれた。

この日三池労組は、原告（被災CO患者）の診断書を提出する予定だったところ、都合により次回にまわすこととなった。

なお次回公判は、十一月十五日午前十一月三十日。

## 九・二八坑内火災について（解説）

昭和四十二年九月二十八日、あの炭じん大爆発から四年目、保安無視から同じ三川鉱で坑内火災をひき起こし、上村孝知さんら死亡七人、CO被災者百十三人と、まだたしても大災害を発生させた三井鉱山は、今上村裁判（福岡高裁）と九・二八裁判（福岡地裁）という二つの裁判によって裁かれている。

今年は同火災から数え、来たる二十八日でちょうど十周年目を迎えることとなる。

人のうわさも七十五日という言葉があるように、何ごとも日がたつにつれ忘れられがち。しかし三池金山を包みながら、三十八年十一月九日の大爆発にひき続いて発生したこの日の大災害の恐怖は、まざまざとよみ返ってくる。

同坑内火災は記すまでもなく自然発火を原因として、九月二十八日午前五時三十分頃三川鉱の坑底ゼロ片材料線坑道付近で起きた。

災害は、三川鉱の上層二十六卸本層三十六卸、上層三十六昇などで、会社・職制のあまりな保安無視に対する連日の抗議がくり返される状態のまっただなかで起きたことだった。

抗議の原因となった保安無視としては、マイト袋の放置、無資格者のマイト操作、散水・炭粉散布サボ（以上上層二十六卸）、パンツアーコンベヤーの管理上の欠陥、カッペ延長の立ち遅れ、天井点検やハッパ警戒の不十分（以上本層三十六昇）、切羽での散水サボ（上層二十六卸）、負傷減少運動のゆき過ぎ（本層三十六昇）など、あげれば際限がなかった。

そんな状況のなかで起きた坑内火災だったにもかかわらず、退避や保安対策は抜かるばかりで、一部職場の新労組員に対しては、流れてきた煙で辺りが見えなくなるまで、切羽作業を強いていた。会社は負うべき責任を、自ら重くした形だった。

このとき、三川支部の小柳重義さんはその怒りを詩に置きかえて叫んだ。次はその末尾の一節。

### 小柳さんの詩

読経と線香の渦のなかで
涙と共にしたたり落ちたこのにくしみを
あらゆる闘いにかえ
輝ける未来に向かって進む
俺たちはひとりではない
俺たちは生命を尊び
俺たちは組織を愛する労働者
貴方の
死を無駄にできようか
上村さん
安らかにお眠り下さい

## これがアソニットの職場環境

## 発熱しても休めず

### 日給にも及ばぬ"出来高給"

本紙前号に「これが誘致企業、蒸し風呂の職場もある」との見出しで、三池縫製の職場の環境やひどい労働条件の実際が伝えられ、注目をひいた。

誘致企業といえばアソニットもそれで、この方もまたいい合わせたように、遺族たちはひどい状況のもとで働くことを余儀なくされている。

ここでは、八百人の従業員（大半が女性）が働いているが、かんじんの生理休暇ももらえずに泣いている。

「生理休暇で休みたいから」と屁げを書いて出したところが「あんた子宮を手術しているでしょう。生理休暇は認められないわ。事務所の方も知っていることだから」、と印鑑がついてもらえなかった例さえある。

その人の友人は、「八百人の従業員のなかで、子宮の手術をしているのはこの人だけというのでしょうか。手術しているかどうか、全員を調べて見ればよか」と憤慨する。

祭日といえば、アソニットでも休みとなっている。が、連休だからといっても旅行プランも立てられない。会社の都合で、祭日休みも返上となる。

かといえば反対に、突然三日の連休となることがある。「おうかた、お偉いさんの旅行プランでもできたのでしょう」、というわけである。

有給休暇もなかなか自由には使えず、名目的にあるばかり。

たとえば、頭がいたい、熱があるから、といっても、うっかり本人が電話で有給をとろうと思っても、出勤するようにいわれる。そんなときには、親にでもいってもらわなければならない、というほどの実態。

結局は無理を重ねて働くことになるが、そのため病気になり、長期の欠勤となると、「そんな人の健康保険の掛け金も、半分は会社が負担しているのだから」、と恩を着せられた例もある。「たとえ長欠しても、従業員である限り、保険料の半分は会社がもつのは当然ではないでしょうか。どう思われますか」、と訴える。

賃金の問題で、こんなことをいう人がいる。

「自分は今年日給が三百円上がったけど、出来高給の人は百三十円くらいしか上がってはいませんよ。単価が上がっていないということです。

日給の私たちに追いつくまで、目の色をかえて仕事をしている状態で、それでも日給に及ばず、日給補償を受けている人さえいますよ。でもそのため課長に呼びつけられて、人まえでしかられるでしょう。だから、今呼ばれている者は、赤字補償を受けているのだということがすぐわかります。百円くらいの補償をもらってさえこれですから。

単価が安いといえば、そんなに安いかと目をむかれ、機械が悪いといえば、じゃ新しい機械を買ってやろう。そのかわり、補償はない、それでやっていけるか、ということでしょう。ひどいところですよ」

三池縫製、アソニット両工場の賃金、労働条件が問題になり始めているが、実態がこの通りではそれも当然ではないだろうか。

## CO患者の精密検査が実現

こんど、CO患者の精密検査を実施することになった。さきのCO・遺族要求闘争の実りの一つで年内には実現するものと見られ、期待は大きい。

## 手記　9月28日を前に

三川指導部　柳田　秀吉

黒煙と暗黒の世界から脱出した私に科せられた使命。それは資本家の、労働者を軽視する態度に抗議し、労働力は売っても生命までは売り渡していない、という信念の下に闘うことだった。

流れる年月幾星霜。十年ひと昔といわれるごとく、年月の流れは過去のことを人びとの脳裏から薄れさせて行く。

しかしながら私たちCO患者には、そんな年月の重みに耐えかねたり、わずらわしくなったりするどころか、年月がたてばたつほど被災したときのこととともに怒りがますます脳裏に、鮮明によみがえってくる。

私は、さいわいにも生命を保つことこそできたが、あのとき暗い坑底の奥深く、黒煙と有毒ガスのなかで亡くなられた七人の働く仲間。

あれから、十年目のその日が巡りきたのだ。

十年という年月。生れて間もなかった、故上村孝知さん（右の七人の中の一人）の遺児の幸枝ちゃんも、いまでは小学校の四年生という可愛いいお嬢さんに成長されている。

四百五十八名の働く仲間が、暗黒の坑内で会社の保安サボで殺されてから、わずか四年過ぎた昭和四十二年九月二十八日、こんどは坑内火災という大惨事が再び起こったのだ。会社が、「二度とこのような災害はひき起こさない」と約束した舌の根がまだかわかぬうちに。年月の重みとか、わずらわしさなどと、私たちがどうしてそんなことを考えられようか。

いまだに襲いくる頭痛。関節の痛み。不眠症。関節のいたる所にできる軟骨の突起――などなど、患者個人それぞれに異った症状が訪れてくる。

## 美しい季節見ることもなく

## 坑底に眠る仲間のために

今日をこそ生き永らえることができたものの、明日のわが身はどうなるかわからない。

このような不安を抱きつつも、多くのCO患者はその日その日の糧を求め、無理を承知で働いている。

ところで、いま働く現場はどうであろうか。

四山鉱坑底では、排気道の自然発火。

三川鉱坑底では、プランジャーポンプのベルト過熱からくる発煙。事故を列記すれば限りがない。

それに、坑内であるいは坑外で過労による私病死がある。

四山鉱では係員の死。三川鉱ではまだ若い、三十歳を過ぎたばかりの青年鉱員が昇坑後入浴中に倒れ、病院にかつぎこまれたときは死の寸前だったという。入坑して一～二時間で保安靴の中に汗がたまる悪条件。

明日への闘いの誓いを胸に秘めながら、私はいまこの手記を、十年前あの暗黒の地底から脱出したときのことをまざまざと思い浮べながら書いている。

黒煙のなかをさ迷うわれわれには、頼みのCOマスクはなかった。誘導してくれるべき保安管理者もいなかった。そんな状態のなかで脱出したことを思うと、いまも背筋が寒くなる。

今――、季節は衣がえを始め、草木が色づく秋を迎えた。十年前も、十年後のいまも変ることなく現世でくり返されてくる法則。しかし、われわれの多くの仲間が、この美しい自然を見ることなく坑底で眠っているのだ。これらの仲間たちのためにも、とくにCO患者のわれわれは、生命ある限り資本の犯罪を告発し、闘っていかなければならない。それが、科された使命でもあると思うのである。

## 原告団消息

8月30日　新港家族の会のブロック集会。中央交渉報告。裁判闘争について。
9月1日　野添家族の会ブロック集会。
〃　2日　上村裁判の裁判官、三川鉱坑内を実地検証。原告、及び被告の弁護団も参加。
〃　4日　駛馬南退職者班会議。
〃　5日　原告団編集会議。
〃　6日　万田家族の会ブロック集会。
〃　8日　桜山地域退職者班会議
〃　9日　新生区退職者班会議。